⑵　売上高の推移

（単位：円、％）

区　　分	第　　期（前々事業年度）		第　　期（前事業年度）		第　　期（当事業年度）	
	売上高	売上比率	売上高	売上比率	売上高	売上比率
預託等取引契約に係る事業（預託等事業）						
預託等取引契約に係る事業以外の事業（その他事業）						
合　　計		100.0		100.0		100.0

（記載上の注意）

1　一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従つて作成すること。

2　「預託等取引契約に係る事業（預託等事業）」とは、法第２条に定める「預託等取引契約」に基づき特定商品の預託を受けること又は施設利用権を管理することを業として行う預託等取引業者の事業を総称したものをいう。なお、当該事業には、預託等取引契約の目的とするために顧客に特定商品又は施設利用権を販売する（購入させる）取引が含まれる。

3　「預託等取引契約に係る事業（預託等事業）」及び「預託等取引契約に係る事業以外の事業（その他事業）」の区分に分けて記載すること。

4　最近３事業年度（当事業年度の前２事業年度及び当事業年度。ただし、事業年度が６月の者は、最近６事業年度）の売上高及び売上比率を示すこと。また、６事業年度について示す場合には、連続する３事業年度ごとに分けて示すことができる。

5　⑴　取引の状況において、特定商品又は施設利用権の種類（細目）が複数ある場合には、その特定商品又は施設利用権の種類（細目）ごとに預託等事業の売上高及び売上比率を記載すること。

6　「預託等取引契約に係る事業（預託等事業）」の「売上高」の欄には、「様式第３　損益計算書」の「２―①　損益計算書（預託等取引契約に係る事業（預託等事業））」における「Ⅰ　売上高」の合計金額を記載すること。「預託等取引契約に係る事業以外の事業（その他事業）」の「売上高」の欄には、「様式第３　損益計算書」の「３―①　損益計算書（預託等取引契約に係る事業以外の事業（その他事業））」の「Ⅰ　売上高」の合計金額を記載すること。いずれも一円単位、千円単位又は百万円単位をもつて表示するものとするが、他の様式と統一し、かつ、使用した単位を明記すること。ただし、有効な数値がない場合には「―」と記載すること。千円単位又は百万円単位をもつて表示する場合であつて、表示単位未満の数値を表示する際には「売上高」の欄に「０」と記載することとし、単位未満の金額は切り捨てること（合計欄も同様）。

7　「売上比率」の欄には、小数点第２位以下を切り捨て、小数点第１位までを表示すること。

8　事業内容の変更がある場合には、その旨脚注すること。

（備考）　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

監査報告書添付欄
（消印してはならない）

（備考）
外部監査及び内部監査の両方を受けている場合には、この順序で添付すること。